

防火地域及び準防火地域

令和7年1月現在

都市計画区域名	都市名	決定面積(単位:ha)	
		防火地域	準防火地域
勝山	勝山市	-	73

防火地域・準防火地域内の建築規制

令和7年1月1日現在

対 象				
防火地域	①	階数が3以上又は延べ面積が100㎡をこえる建築物	ただし③を除く	耐火建築物
	②	その他の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
	③	1.外壁及び軒裏が防火構造で延べ面積50㎡以内の平屋建附属建築物 2.主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上家又は機械操作工場の類 3.不燃材料で造り又はおおわれた高さ2mをこえる門及びへい 4.高さ2m以下の門及びへい		制限無し
	防火地域内にある看板、広告塔等で、屋上に設けるもの又は高さ3mをこえるものは主要部分を不燃材料で造り又はおおわなければならない。			
準防火地域	①	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1500㎡をこえる建築物	ただし、主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上家又は機械製作工場などは除く	耐火建築物
	②	延べ面積が500㎡をこえ、1500㎡以下の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
	③	地階を除く階数が3の建築物		耐火建築物、準耐火建築物又は政令で定める技術的基準に適合する建築物
	④	①、②、③以外の木造建築物	外壁及び軒裏で延焼の恐れのある部分	防火構造
高さ2mをこえる付属の門又はへいで延焼のおそれのある部分			不燃材料で造るか、おおう	
防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限				
1.屋根		耐火構造でないものは不燃材料で造り、又はふかなければならない。		
2.外壁のドアなど		延焼の恐れのある部分は、防火戸その他の防火設備を設ける。		
3.隣地境界線に接する外壁		外壁が耐火構造のものは、隣地境界線に接して設けることができる。		